障企発０２０４第３号

平成28年２月４日

都道府県

各　指定都市　障害保健福祉主管部（局）長　殿

　　中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

（　公　印　省　略　）

「身体障害認定基準等取扱いに関する疑義について」の一部改正について

　身体障害認定基準については、「「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」の一部改正について」(平成28年２月４日障発0204第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)によりその一部が改正され、また、これに伴い、身体障害認定要領については、「「身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について」の一部改正について」(平成28年２月４日障企発0204第２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)によりその一部が改正されたところであるが、これらに係る疑義に回答するため、「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」（平成15年２月27日障企発0227001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）の別紙の一部を別添のとおり改正し、平成28年４月１日から適用することとしたので、留意の上、管内の関係諸機関への周知等その取扱いに遺漏なきよう願いたい。

　なお、改正内容につき、平成28年３月31日までに身体障害者福祉法第15条第１項に規定する医師の診断書及び同条第３項に規定する意見書が作成された場合については、従前の取扱いのとおりとする。

　本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項の規定に基づく技術的助言（ガイドライン）として位置づけられるものである。